

曾於市立柳迫小学校いじめ防止基本方針

学 校 教 育 目 標

学び合い 高め合う 柳迫の子

家庭・地域との連携

日頃から家庭や地域との連携を密にし、相談・通報等をしやすい雰囲気醸成を図る。また、学校以外の相談・通報機関についても周知し、いじめ防止の啓発に努める。

1 学力向上

- (1) 確かな学力と授業改善
- (2) 職員研修の充実

2 学級経営

- (1) 一人一人を大切に
- (2) アンテナを高くもつ

3 特別支援教育

- (1) インクルーシブ教育の周知と啓発
- (2) 計画的な就学指導
- (3) 家庭や地域への啓発と連携

4 心の教育

- (1) 思いやりの心を育てる道徳教育
- (2) 全教育活動を通した人権同和教育
- (3) 豊かな体験活動の充実

5 社会性やコミュニケーション能力の育成

- (1) あいさつ・靴並べ・言葉遣い
- (2) 体験活動の充実
 - ア 授業における体験活動の重視
 - イ ボウケイ活動の推進
 - ウ 清掃・栽培・緑化活動の充実
 - エ 地域行事への積極的な参加

6 幼保小・小中連携

- (1) 幼保小連絡会・小中連絡の充実
- (2) 十分な情報交換と申し送り
- (3) 中学校進学を見据えた指導

【いじめ対策委員会】

1 目 的

児童が安心して学校生活を送れるよう、積極的ないじめ防止指導に努める。

いじめの早期発見、迅速・適切な対応により被害児童を守り、再発防止が図られるよう、必要に応じて、保護者、地域、関係機関との連携を図り、組織的ないじめ防止に努める。

2 組織構成

管理職、生徒指導主任、道徳主任、養護教諭、学級担任、その他、必要に応じた関係者・機関及び外部専門家等

関係機関等との連携

日頃から連携を図り、緊急時に、迅速な情報提供、指導助言を受けられるような関係づくりに努める。連携して、未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応、再発防止に努める。

【いじめの防止】

- 1 教職員…教育活動全体を通して、いじめを許さない、見過ごさない学校づくりに努め、児童の自己肯定感・自己有用感を高め、自尊感情を育む。

- 2 児童…学校生活のきまりを守り、学習その他の活動に積極的に取り組む。自分の思いをしっかりと表現する力を身に付ける。自分、家族、友達を大切にする心をもつ。

- 3 保護者…子どもの範となり、家族の時間を大切に、良いところを認め、心から安らげる家庭作りに努める。

【いじめの未然防止・早期発見】

- 1 教職員…いじめはいつでもどこでも誰にでも起こり得るという認識のもと、小さな変化を見逃さないという視点で、積極的ないじめの認知に努める。

- 2 児童…自分の意志や伝えたいことを相手にしっかりと示す。困ったことや不安なことがあれば、すぐに先生や保護者などに相談する。

- 3 保護者…学校と連携を密にし、些細なことでも、気になることや情報は、すぐに学校その他の窓口相談、通報する。

【いじめへの対応・措置】

被害児童を守ることを第一とし、迅速な事実確認、毅然とした指導、組織的な対応で、保護者や関係機関等と密に連携しながら解決を図り、再発防止に努める。

【生徒指導体制】

1 一人一人の児童を学校全体で見守る

月1回生徒指導対策会議を開き、必要に応じて随時的に連絡会を開催

2 事案発生時

- (1) 迅速な組織編成と対応
管理職、生徒指導主任、担任、養護教諭等
- (2) 必要に応じた関係機関との連携
市教委、PTA役員、中学校、SSW、SC、心の教室相談員、曾於市福祉課児童福祉係、外部専門家等

3 保護者や関係機関等との情報の共有化

個人情報保護と正確な事実確認

4 学校が持つ事業検索結果の活用

【相談体制】

1 教育相談の充実

家庭環境調査、教育相談週間の設定・チャンス相談、学級PTA等

2 SSW、SCとの連携・活用

3 相談窓口の周知・啓発

積極的に相談、情報提供、通報を行う。

4 月1回のいじめアンケート

【計画的な職員研修】

【重大事案の発生・対処】

いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合、年間30日以上の間欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた場合、児童や保護者から重大事態に至ったという申し立てがあった場合とし、その旨を市教育委員会に速やかに報告する。そして、協議の上、対処する組織を設置し、事実関係を明確にする調査を実施するとともに関係機関との連携を適切にとる。調査結果については、児童・保護者に対し、事実関係等必要な情報を適切に提供する。

柳迫小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

「いじめ防止対策推進法」より

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるもの」という基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 生徒指導委員会

校長、教頭、生徒指導主任、学級担任、養護教諭からなる、いじめ防止等を含めた児童の問題対策のための委員会を設置し、毎月1回開催する。

(2) 職員会議・研修等での情報交換及び共通理解

職員連絡会、月1回の職員会議で、配慮を要する児童について、全職員で現状や指導についての情報交換および共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

ア 児童の様子をよく観察したり、アンケートや日記等を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

イ わかる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) 人権学習の充実

ア 年1回、人権学習を実施し人権尊重の精神を子どもたちに浸透させる。

イ 「いじめ問題を考える週間」（4月、9月、1月）でいじめに関する教材で全学年授業を実施。

9月・・・ いじめ防止標語、心の状態チェックの活用(タブレット)、保護者への啓発、

(3) 道徳教育の充実

ア 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。

イ 全ての教育活動において、体験活動を多く取り入れた道徳教育を実践し、生命の尊さや人権尊重の精神、思いやりの心などを育てる。

ウ 年1回、全学級で道徳の授業参観を実施し、保護者や地域、学校評議員等へ広く公開する。

(4) 相談体制の整備

ア 学級担任による教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。

イ 学校以外の相談機関等（県総合教育センター、県PTA連合会等）の周知に努める。

(5) 自己有用感を育てる学級集団・学校作り

ア 縦割り班活動（行事、清掃活動等）のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

イ 6年生や総務委員会による地域清掃や資源リサイクル、募金活動等のボランティア活動を推進する。

(6) 社会体験・交流体験の充実

ア 社会福祉協議会と連携し、点字教室や車椅子体験教室等に積極的に関わらせる。

イ 学校ボランティアや幸齢者教室など地域の方との交流を積極的に取り入れる。

(7) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

ア 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育をするなどして迅速に対応する。

イ 学校ネットパトロール事業（県教委委託事業）との連携を図り、保護者への啓発を図る。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、教育相談等により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、市役所の市民課や保健課、市教育委員会、社会福祉協議会などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 「いじめアンケート」の実施

月1回、無記名のいじめアンケートを実施し、実態把握に努める。また、学期1回「学校楽しいーと」の質問紙も実施し、それらのアンケート結果をもとに、児童の心身の状態や交友関係の状況を把握する。

(3) 日記・ノート指導

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、日記や個人ノートなどから交友関係や悩みを把握したりする。

(4) 児童クラブとの連携

児童クラブとの連携を密にし、学校内外を問わず児童を見守る活動を進める。

(5) 教育相談の充実

いつでも相談ができる関係づくりを日頃から育むと共に、夏休みに全家庭を対象とした教育相談を実施する。また、教育相談記録簿を作成し引き継ぎを確実に行う。

5 いじめに対する組織的対応

(1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

(2) いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会を開き、対応を協議する。

(3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等で学習を行う等の措置を講ずる。

(5) 事実関係を確認した上で、教育委員会への連絡・相談を行い、関係機関との連携も積極的に進める。

(6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、市教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 学校の対応体制

(1) 担任がいじめに係る情報を抱え込み一人で対応することがないように、情報は全職員で共有する。

(2) 組織的な対応ができるような校務分掌の機能化を図る。

7 「いじめ解消」の判断

(1) 「いじめ解消」の判断については、原則的に3ヶ月間を目安に加害行為がやみ、被害者本人や保護者との面談で心身の苦痛を感じていないと確認された状態とする。

(2) いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童および加害児童については、日常的に注意深く観察するものとする。

【年間計画】

月	月目標	実態把握等	各教科・道徳・特別活動等	児童会活動	情報モラル関連	教育相談	職員研修
4	きまりを守って規則正しい生活をしよう	いじめアンケート 生徒指導対策会議	「いじめ問題を考える週間」 (道徳・学活)	あいさつ運動 朝のボランティア活動		家庭環境の把握 家庭環境調査	学校経営基本方針確認
5	整理整頓に心がけよう	いじめアンケート 生徒指導対策会議	学級園の整備 学習農園での栽培活動	あいさつ運動 朝のボランティア活動 愛校作業		就学指導教育相談	特別支援教育 人権同和教育
6	雨の日の過ごし方を工夫しよう	いじめアンケート 学校楽しいーと 生徒指導対策会議	青少年赤十字登録式	あいさつ運動 朝のボランティア活動	市家庭教育講演会 (子どもの睡眠とネット)	巡回相談 心の教室相談	特別支援教育推進
7	進んで仕事をしよう	いじめアンケート 生徒指導対策会議		あいさつ運動 朝のボランティア活動		スクールカウンセラーによる相談 全家庭教育相談	
8				愛校作業			人権同和教育 市カウンセリング セミナー 特別支援教育
9	さっさと行動しよう	いじめアンケート 生徒指導対策会議	「いじめ問題を考える週間」 (道徳・学活)	あいさつ運動 朝のボランティア活動		心の教室相談	
10	礼儀正しくしよう	いじめアンケート 生徒指導対策会議		あいさつ運動 朝のボランティア活動		スクールカウンセラーによる相談	
11	読書に親しもう	いじめアンケート 学校楽しいーと 生徒指導対策会議	学級園の整備 校内読書週間	あいさつ運動 朝のボランティア活動	ケータイ・スマホ安全教室	就学指導教育相談心の教室相談	人権同和教育
12	正しい言葉づかいをしよう	いじめアンケート 生徒指導対策会議	人権教室 赤い羽根共同募金	あいさつ運動 朝のボランティア活動 赤い羽根共同募金		就学指導教育相談	
1	寒さに負けない子どもになろう	いじめアンケート 生徒指導対策会議	「いじめ問題を考える週間」 (道徳・学活)	あいさつ運動 朝のボランティア活動		就学指導教育相談	
2	学習をしっかりとしよう	いじめアンケート 学校楽しいーと 生徒指導対策会議		あいさつ運動 朝のボランティア活動		心の教室相談 スクールカウンセラーによる相談	
3	1年間のしめくくりをしっかりとしよう	いじめアンケート 生徒指導対策会議		あいさつ運動 朝のボランティア活動			